

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
事務局規程

昭和51年11月 1日制定
平成 9年 4月 1日一部改正
平成11年 2月26日一部改正
平成12年 3月29日一部改正
平成14年 3月27日一部改正
平成18年 3月27日一部改正
平成22年 3月29日一部改正
平成24年 3月29日一部改正
平成25年 3月28日一部改正
平成27年 3月25日一部改正
平成28年 3月25日一部改正
平成29年 2月24日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局の組織及び所掌事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本会の事務局に次の課を置く。

- (1) 事業総務課
- (2) 地域福祉課

2 課の分掌事務は別表のとおりとする。ただし、相当な事情がある場合、事務局長はこの規定にかかわらず、事務分担を変更することができる。

(職の設置)

第3条 事務局に職員の職として次の職を置く。

事務局長・課長・主幹・係長・主査・主事

2 前項に規定するもののほか、会長が必要があると認めるときは、嘱託及び臨時の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

- 2 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課の分掌事務を掌理する。
- 3 主幹は、上司の命を受け、担当職員を指揮監督し、担当の分掌事務を掌理する。
- 4 係長は上司の命を受け、担当職員を指揮し、担当の分掌事務を掌理する。
- 5 前各号に規定する以外の職員は上司の命を受け、所属の事務に従事する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表

分 掌 事 務

課 等	担 当	分 掌 事 務
事業総務課	総 務	(1)理事会、評議員会等に関する事。 (2)定款及び諸規程に関する事。 (3)職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関する事。 (4)財産の維持、管理、記録に関する事。 (5)公印管守に関する事。 (6)文書管理に関する事。 (7)予算、決算等財務管理に関する事。 (8)行政機関との調整に関する事。 (9)共同募金春日市支会に関する事 (10)福祉会員に関する事。 (11)出納業務に関する事。 (12)視察研修の調整に関する事。 (13)施設等（センター・バス等）の貸付に関する事。 (14)その他、他課に属さない事。
	あんしん センター	(1)福祉あんしんセンター事業に関する事。 (2)法人成年後見事業に関する事。 (3)相談事業に関する事。 (4)生活困窮者自立支援事業に関する事。 (5)資金貸付業務に関する事 (6)その他、権利擁護・総合相談に関する事。
	ナギの木苑	(1)老人福祉センター「ナギの木苑」管理運営に関する事。 (2)福祉バス運営受託事業に関する事。 (3)その他、介護予防・健康づくりに関する事。
地域福祉課	地域福祉	(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関する事。 (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に関する事。 (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関する事。 (4)社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に関する事。 (5)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡に関する事。 (6)その他、地域福祉推進に関する事。

生活支援	<ul style="list-style-type: none"> (1)介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。 (2)生活支援体制整備事業に関する事。 (3)配食サービスに関する事。 (4)移送サービスに関する事。 (5)その他、生活支援に関する事。
ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> (1)ボランティアの発掘・指導育成に関する事。 (2)ボランティアセンター事業に関する事。 (3)声の広報事業に関する事。 (4)社会福祉を目的とする事業等の広報に関する事。 (5)その他、ボランティア事業に関する事。
介護支援	<ul style="list-style-type: none"> (1)代行申請、介護計画に関する事。 (2)介護支援に関する調査、計画に関する事。 (3)介護保険に関する調査、計画に関する事。 (4)ホームヘルプサービス事業に関する事。 (5)タイムケア事業に関する事。 (6)その他、介護保険・障がい福祉サービス事業に関する事。